

【書類名】 優先権証明請求書

【提出日】 令和 5 年 4 月 1 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 2 0 1 7 - 4 9 9 9 9 9

【請求人】

【識別番号】 3 0 0 0 0 0 0 1

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 3

【氏名又は名称】 特許株式会社

【代表者】 特許太郎 ※法人の場合は代表者名を記載

【電話番号】 0 3 - 3 1 2 3 - 1 2 3 4

【連絡先】 担当 国際太郎 ※法人の場合は担当者名を記載

【出願国・地域名】 ドイツ

【証明に係る他の書類名】 令和 5 年 1 月 1 日提出の手續補正書

※同時に証明したい書類がある場合に記載

【交付方法】 郵送 ※特許庁の窓口で受ける場合は「手交」と記載

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6 ※支払方法に応じて項目を修正

【納付金額】 1 4 0 0

(円)

特許印紙貼付場所

※収入印紙ではありません

〔記載方法〕

- 1 【提出日】の欄は、提出する日をなるべく記載します。
- 2 【事件の表示】の欄の【出願番号】には、「特願 2 0 1 7 - 4 9 9 9 9 9」のように出願の番号を記載します。
- 3 【請求人】の欄の【氏名又は名称】には、氏名を記載します（法人にあつては、名称を記載し【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載します。また【連絡先】の欄に連絡先担当者の氏名をなるべく記載します）。【電話番号】の欄には請求人の電話番号をなるべく記載します。

- 4 【出願国・地域名】の欄には、優先権証明書を提出する国・地域名を記載します。
2カ国以上に提出する場合は、【出願国・地域名】の欄に国名・地域名1カ国分を記載し、行を改めて再度【出願国・地域名】の欄に国名・地域名を繰り返し記載します（記載例1）。

同じ国に2通以上提出する場合も同様に行を改めて繰り返し記載します（記載例2）。

（記載例1）

【出願国・地域名】カナダ

【出願国・地域名】ドイツ

（記載例2）

【出願国・地域名】カナダ

【出願国・地域名】カナダ

- 5 既に提出されている特定の書類について同時に証明を請求するときは、【出願国・地域名】の欄の次に【証明に係る他の書類名】の項目を設けて、「**手続補正書**」のように記載します。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和5年1月1日提出の手続補正書」のように記載します。

（記載例）

【証明に係る他の書類名】 令和5年1月1日提出の手続補正書

- 6 【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載します。
- 7 手数料については、次の要領で記載します。

イ 「特許印紙」により納付する場合には罫線下の（ 円）に納付金額を記載し、余白に特許印紙を貼付します。この場合【手数料の表示】の欄は不要です。

- ロ 「予納」により納付する場合には以下の記載例を参考に記載します。
- ハ 「クレジットカード決済」（請求書を直接窓口に提出する場合に限り）により納付する場合には以下の記載例を参考に記載します。
- ニ 「現金納付」により納付する場合には【交付方法】の欄の次に【提出物件の目録】の欄を設け、以下の記載例を参考に記載し「納付済証（特許庁提出用）」を添付します。
この場合【手数料の表示】の欄は不要です。

（予納の記載例）

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6

【納付金額】 1 4 0 0

（クレジットカードの記載例）

【手数料の表示】

【指定立替納付】

【納付金額】 1 4 0 0

（現金納付の記載例）

【提出物件の目録】

【物件名】 納付済証（特許庁提出用） 1

ホ 手数料は、証明書の数に1400円を乗じた額となります。

- 8 出願公開又は設定登録されていない出願（商標については除く）について、当該事件の出願人又は代理人以外の者が優先権の証明の請求を行うときは、書面による「優先権証明請求書」に代理権を証明する書面を添付してください。

その際、包括委任状を援用して証明をすることはできません（特例規則第6条及び特施規第9条の3）。また、オンラインによる請求において手続補足書による委任状提出も認められません。

なお、他の優先権証明請求書に添付した代理権を証明する書面を援用（同時提出の場合に限り）するときには、優先権証明請求書にその旨を記載すると共に援用した代理権を証明する書面の写しを添付してください。